

公の施設に係る令和8年度からの指定管理者選定に向けて

議会全員協議会
令和7年10月
企画財政部

1. 今年度末をもって指定期間が終了する施設について

現在、市民文化系施設・スポーツ施設や観光関連施設・産業系施設を中心に、15の公の施設において指定管理者制度を導入しており、このうち2施設については、今年度末で現行の指定期間が終了。

2. 令和8年度からの指定管理者の選定に向けて

今年度末をもって指定期間が終了する2施設について、令和8年度からの指定管理者の選定に向けた整理を行った。

(1) 指定管理者選定委員会の意見を踏まえた指定管理者制度の導入、更新方針

指定管理者選定委員会（令和7年10月1日開催）において、指定管理者制度の更新の可否、募集方法（公募/非公募）、指定期間について意見をいただき、下記のとおり取り扱うこととしたところ。

【令和8年度からの指定管理者制度の更新を決定した施設】

●宮津まちなか地域振興拠点施設（立体駐車場は除く）【更新・2年間】

公募が原則である。原則どおり公募とする。

指定期間については、島崎・浜町ウォーターフロントエリア活性化の動きについて、民間事業者参画による当該施設のリニューアルでの方向性が一定見えてきた中で、今後の状況によっては期間短縮をする可能性があることも示した上で公募していくことを前提に2年間とする。

●宮津市デイサービスセンターはまなす苑【更新・5年間】

中長期的に安定した地域介護の確保を図る観点から、非公募により5年間とする。

(2) 今後の対応について

【公募・非公募による指定管理者の候補者の選定準備】

募集要項を作成し、指定管理者の候補者から事業計画・収支計画等の提出を求める。（募集期間：概ね2か月程度）

【第2回指定管理者選定委員会の開催（指定管理者の候補者の選定）】

委員会において事業計画・収支計画等の評価を行い、委員会からの意見を踏まえ、指定管理者の候補者を決定し、3月市議会に指定議案を提案。

指定管理者制度の導入等検討施設一覧

＜指定管理者制度の導入方法（公募/非公募）の選定基準＞

- ◆公の施設の管理を民間事業者等(指定管理者)に委ねる場合は、「公募が原則」です。
- ※「宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」第2条（指定管理者の公募）
- 【 公募によらず非公募で選定を行うことができる場合 】
- ※「宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則」第2条（公募の例外）
- ① 施設の管理上「当該地域の団体」に管理を行わせることが適当と認められる場合
 - ② 「市が関与又は育成することが必要と認める団体」で、その活動目的に係る施設の管理を行わせることが適当と認められる場合
 - ③ 「施設に活動拠点を置く団体」を指定して、一体的に管理させることが合理的な場合
 - ④ 「専門的で高度な技術を有する団体」に管理を行わせることが適当と認められる場合
 - ⑤ 施設の管理上緊急に指定管理者の指定を必要とし、「公募する暇がない」場合

＜指定期間＞

- ◆ 標準的な指定期間を「3年間」とする。
- ※個別の施設の実状等を踏まえ、指定期間を「延長」または「短縮」できる。
- <延長できる場合>
- ・地域医療（介護）の確保、施設の設置目的の達成に影響を与えることが明白である場合
 - ・公募を行う場合で、指定管理者にとって中長期的な視点に立った人材の確保と育成、機材の購入、リース等の計画が立てやすくなり、参入事業者が期待できると判断した場合
 - ・指定管理者が運営を行うに当たり、相当の設備投資等を必要とし、投資額の回収に要する期間が標準的な指定期間(3年間)を大きく上回ることが明らかな場合
- <短縮できる場合>
- ・施設の休廃止、譲渡等が検討されている場合
 - ・新規に指定管理者制度を導入する場合で、その施設管理に指定管理者制度を導入するのが適しているのか、またはその指定管理者が施設管理者として適しているのかを見極める必要がある場合
 - ・緊急に指定を行う必要があり非公募とした場合

■観光関連施設、産業系施設

施設名	現在の状況				令和8年度以降の管理方針等			
	管理方法	指定管理者制度の導入方法（公募/非公募）	指定期間	現在の指定管理者	管理方針	指定管理者制度の導入方法（公募/非公募）	指定期間	特記事項等
宮津まちなか 地域振興拠点施設 （立体駐車場は除く）	4.指定管理(公募)	【公募】	1年間 R07	ハマカゼプロジェクト(株)	指定管理者制度の導入を継続する	【公募】	2年間 R08～ R09	公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条による原則のどおりの公募とするもの。 指定期間については、島崎・浜町ウォーターフロントエリア活性化の動きについて、民間事業者参画による当該施設のリニューアルでの方向性が一定見えてきた中で、今後の状況によっては期間短縮をする可能性があることも示した上で公募していくことを前提に2年間とするもの。 【指定管理者選定委員会における主な意見】 「公募」が原則の中、施設のリニューアルの動きが進めば、民間事業者からの提案内容(施設改修のスケジュール)により期間を短縮する可能性はあるが、そのことを示した上で、最長と考えられる2年間とする方が良いのではないかと考える。

■保健・福祉施設、その他公共施設

施設名	現在の状況				令和8年度以降の管理方針等			
	管理方法	指定管理者制度の導入方法（公募/非公募）	指定期間	現在の指定管理者	管理方針	指定管理者制度の導入方法（公募/非公募）	指定期間	特記事項等
宮津市デイサービスセンターはまなす苑	5.指定管理(非公募)	【非公募】 ④「専門的で高度な技術を有する団体」に管理を行わせることが適当と認められる場合	5年間 R03～ R07	(福)北星会	指定管理者制度の導入を継続する	【非公募】 ④「専門的で高度な技術を有する団体」に管理を行わせることが適当と認められる場合	5年間 R08～ R12	現指定管理者は、長年、当地域で高齢者福祉の事業を実施しており、介護保険サービス実施のノウハウを有している。 また、継続することで、施設利用の利便性が維持されるとともに、関連事業や自主事業の展開によるサービス向上が期待されることから、非公募で指定期間を5年間とするもの。 【指定管理者選定委員会における主な意見】 中長期的に安定した地域介護の確保を図る観点から、非公募により指定期間は5年間が妥当と考える。